

足立区災害対策条例の改正（素案）

○足立区災害対策条例

平成 13 年 12 月 25 日条例第 60 号

令和 7 年●月●日条例第●号

足立区災害対策条例を公布する。

足立区災害対策条例

目次

前文

第 1 章 総則

第 1 節 目的等（第 1 条—第 3 条）

第 2 節 区長の責務（第 4 条—第 11 条）

第 3 節 区民の責務（第 12 条・第 13 条）

第 4 節 事業者の責務（第 14 条・第 15 条）

第 2 章 予防対策

第 1 節 災害に関する研究、公表等（第 16 条）

第 2 節 災害に強いまちづくりの推進（第 17 条）

第 3 節 建築物等の安全の確保（第 18 条—第 22 条）

第 4 節 火災の防止等（第 23 条—第 26 条）

第 5 節 防災広報及び防災教育（第 27 条—第 29 条）

第 6 節 防災組織（第 30 条—第 32 条）

第 7 節 地域における相互支援ネットワークづくり（第 33 条・第 34 条）

第 8 節 ボランティアへの支援（第 35 条）

第 9 節 要配慮者への施策（第 36 条）

第 10 節 複合災害に対する施策（第 37 条）

第 11 節 防災訓練（第 38 条・第 39 条）

第 12 節 区民等の意見（第 40 条）

第 3 章 応急対策

第 1 節 応急体制等の整備（第 41 条—第 43 条）

第 2 節 避難（第 44 条—第 47 条）

第3節 救出及び救助の活動拠点等の確保（第48条）

第4節 帰宅困難者対策（第49条・第50条）

第4章 復興対策（第51条）

第5章 委任（第52条）

付則

足立区（以下「区」という。）は、その地域特性から大地震及び水害に際して甚大な被害の発生が想定される。そのような中、災害から少しでも多くの生命や財産を守り、「死者ゼロ」を目指すために、区が持つあらゆる資源を用いて災害に立ち向かうこととする。

令和6年1月1日に発災した能登半島地震をはじめとした大地震、近年多発する局地的な大雨、集中豪雨等、災害が、いつ、どこででも発生し得ることを常に念頭に置き、激甚化かつ複合化する近年の災害に即応できるよう準備を整えておかねばならない。

自らのことを自ら守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちを自分たちで守る「共助」、行政が区民及び事業者の安全を確保する「公助」を基本とし、区民、事業者及び区が相互に連携、協力し支え合うことで、誰もが安心して暮らせる真に災害に強いまちの実現を目指し、以下のとおり本条例を改正する。

第1章 総則

第1節 目的等

（目的）

第1条 この条例は、区における災害対策に関し、区民、事業者及び区の責務を明らかにし、必要な体制を確立するとともに、予防、応急及び復興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、災害対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害から現在及び将来の区民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

（基本理念）

第2条 前条の目的を実現するため、自らの生命を区民自らが守る「自助」、地域での助け合いによって自分たちのまちを自分たちで守る「共助」、行政が区民及び事業者の安全を確保する「公助」のそれぞれが責務と役割を果たしつつ、相互に補完し、つながり合うことで災害対策の充実及び強化に努めることを基本理念とする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに

よる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに災害からの復旧及び復興を図ることをいう。
- (3) 区民 区内に住所又は居所を有する者をいう。
- (4) 事業者 事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 防災区民組織 災害から地域社会を守るため、町会・自治会、マンションの管理組合等を母体として区民が自主的に結成する組織をいう。
- (6) 要配慮者 高齢者、障がい者、児童、乳幼児、日本語の理解が困難な外国人、妊産婦等その他の災害時において特に配慮を要する者をいう。
- (7) 避難所 災害により自宅に留まることができない区民を保護するための施設で、一次避難所及び福祉（二次）避難所をいう。
- (8) 防災関係機関 警視庁、東京消防庁その他の災害対策を実施する東京都（以下「都」という。）の関係機関、協定締結機関及び法第 2 条第 3 号から第 6 号までに規定する機関をいう。
- (9) 帰宅困難者 災害により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間復旧の見通しが立たない場合に際して、通勤、通学、買い物等の目的で自宅から外出しており、駅周辺地域に滞留している者のうち、徒歩で帰宅することが困難な者をいう。

第 2 節 区長の責務

（基本的責務）

- 第 4 条** 区長は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 2 前項の目的を達成するため、区長は災害対策に関する事業（以下「災害対策事業」という。）について、法第 42 条第 1 項の規定に基づき足立区防災会議が作成した足立区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の推進を図らなければならない。
 - 3 区は、前項の地域防災計画の推進に当たっては、国、都及び関係する区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者及びボランティア（以下「区民等」という。）並びに防災区民組織及び第 31 条の施設の防災組織との連携及び協力に努めるものとする。
 - 4 区は、災害発生後における区民生活の早期再建を図るため、あらかじめ業務を継続するための

計画を策定し、この計画の実施に必要な人員の配置、物資の備蓄及び電力、燃料等の確保をする
とともに、必要に応じてこの計画の検証に努めるものとする。

(協力要請)

第5条 区長は、災害対策事業の実施に当たり、必要と認めるときは、他の地方公共団体及び公共
的団体等（以下「地方公共団体等」という。）に協力を要請しなければならない。

2 他の地方公共団体の災害対策事業につき協力の要請があったときは、区長は、これに応じな
ければならない。

(区民及び事業者への指導等)

第6条 区長は、災害対策事業の実施に当たっては、区民及び事業者の協力を求めるとともに、区
民及び事業者が自主的に行う災害対策活動に、指導、助言、支援及び協力を行わなければなら
ない。

(ボランティアへの支援)

第7条 区長は、ボランティアが自主的に行う災害対策活動に対し、支援及び協力を行なわなけ
ればならない。

(区民等への助成)

第8条 区長は、区民等が行う災害対策活動に対し、必要な助成を行うことができる。

(避難所の確保及び運営)

第9条 区長は、災害の発生に備え、平素から避難所の確保に努めるとともに、避難所に防災資機
材及び備蓄物資を配備し、その機能充実に努めなければならない。

2 区長は、災害時において、被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を
開設しなければならない。

3 区長は、災害時において、避難所の衛生状態を良好に保つよう努めなければならない。

4 区長は、災害時において、避難所が区、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関
係機関等との連携により運営できるよう、平素からその良好な関係の構築に努めなければなら
ない。

(災害関連死の防止)

第10条 区長は、災害関連死（当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担によ
る疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害
が原因で死亡したものと認められたもの、をいう。）の防止に努め、区民、事業者、防災区民組織、
ボランティア、防災関係機関等と協力し、避難所への避難者のみならず、車中泊避難者、在宅避

難者等に対し、それぞれの状況に応じた必要な支援に努めるものとする。

- 2 区長は、災害関連死を防ぐため、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等と協力し、備蓄物資の供給のほか、温かい食事の提供、トイレ、風呂等の衛生施設の確保及び管理、就寝スペースの確保等により、生活環境の変化に伴う健康被害の抑制に努めるものとする。

(区職員の育成)

第 11 条 区長は、あらゆる災害事象に対応するため、防災・減災につながる技能及び知識を習得した区職員の育成に努めなければならない。

- 2 区長は、前項の目的を達成するため、足立区災害対策本部条例施行規則（昭和 52 年足立区規則第 30 号）第 7 条に定める分掌事務に応じた防災訓練、防災研修等を行うよう努めなければならない。

第 3 節 区民の責務

(平素から区民がとるべき行動)

第 12 条 区民は、防災のため、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

- 2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 家具の転倒防止
 - (3) 出火の防止
 - (4) 初期消火に必要な用具の準備
 - (5) 洪水予報等の水害に関する情報の収集
 - (6) 建築物その他工作物の水害に対する備え
 - (7) 3 日分以上の飲料水、食糧、医薬品及び簡易トイレ等の生活物資を備蓄し、かつ、これらを持ち出すための準備
 - (8) 避難の経路、場所及び方法についての確認
- 3 区民は、平素から地域における顔の見える関係づくりに努めるとともに、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力し、自発的に災害対策活動に参加するよう努めなければならない。

(災害時に区民がとるべき行動)

第 13 条 区民は、災害時においては、生命及び身体の安全の確保を最優先とし、様々な媒体を用いて情報を収集し、避難方法の判断に努めるものとする。

- 2 前項の場合において、区内に開設された避難所へ避難すべきと判断した際は、速やかに、自主的に避難するように努めるものとする。ただし、避難指示その他の避難のための措置の指示等があったときは、その指示等に従って行動するものとする。
- 3 区民は、災害時、地域において互いに助け合い、負傷者の救護及び要配慮者の援護に努めるとともに、被災後の自らの地域の生活再建及び復興まちづくりの協力に努めるものとする。

第4節 事業者の責務

(事業者の備え)

第14条 事業者は、事業所に来所する顧客、従業員及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）の安全確保のため、平素から災害に備え、必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、災害時において従業員の一斉帰宅を抑制するとともに、従業員の3日分の飲料水、食糧、簡易トイレ等の生活物資の備蓄に努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、あらかじめ事業を継続するための計画を策定し、必要に応じてその検証に努めるものとする。
- 4 学校等（大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設及び保育所その他子育て支援を行う施設をいう。）の設置者又は管理者は、災害時において当該施設内の待機指示その他生徒等の安全確保のため、あらかじめ必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の努め)

第15条 事業者は、区長その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害の拡大を防止するため、最大の努力を払わなければならない。

- 2 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害による被害を最小限にとどめるため、平素から周辺住民に対する災害対策活動を実施する等、周辺住民との連携及び協力に努めなければならない。

第2章 予防対策

第1節 災害に関する研究、公表等

第16条 区長は、災害の発生原因及び発生状況、地域の危険度その他災害に関する事項について、国、都及び防災関係機関の協力を得て、調査及び研究を行わなければならない。

- 2 区長は、前項の調査及び研究の成果を、積極的に災害対策に反映させるとともに、区民に公表しなければならない。

- 3 区長は、前項に規定するもののほか、地域防災計画その他災害対策に関する情報を積極的に公表するよう努めなければならない。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

第17条 区長は、安心して生活できる災害に強い安全なまちづくりを推進するため、国及び都と協力し、地域防災総合計画を策定しなければならない。

- 2 区長は、国及び都と協力し、前項の計画に基づく事業の推進に努めなければならない。

第3節 建築物等の安全の確保

(一般建築物の耐震性等の確保)

第18条 区長は、一般建築物（次条に定める特殊建築物その他区長が必要と認める建築物以外の建築物をいう。）の耐震性及び耐火性を確保するため、適切な指導を行うとともに、防災上の相談に応じ、必要と認めるときは、技術面からの支援を行うよう努めなければならない。

(特殊建築物等の耐震性等の確保)

第19条 区長は、特殊建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する特殊建築物をいう。以下同じ。）その他区長が必要と認める建築物の耐震性及び耐火性を確保するため、特に区長が指定するものについて、定期的に検査を行い、若しくは建築物の所有者等をして行わせ、又は必要があると認めるときは、当該建築物の改善について助言し、若しくは勧告することができる。

(重要建築物の耐震性等の強化)

第20条 区長は、次に掲げる防災対策上特に重要な建築物について、耐震性及び耐火性の強化に努め、又は施設管理者等をして努めさせなければならない。

(1) 震災時に情報伝達等の防災業務の中心となる本庁舎その他の区の施設

(2) 震災時に被災者の一時受入施設となる学校その他の区の施設

(公共施設等の安全の確保)

第21条 区長は、その管理する道路、公園、橋りょうその他の公共施設及びこれらに付属する施設の耐震性、耐火性等を強化するとともに、定期的に点検を行い、当該施設の安全確保に努めなければならない。

(落下物の防止)

第22条 区長は、地震等により破損し、落下するおそれのある中高層建築物の窓ガラス等の危険物の落下を防止するため、その安全性について調査し、研究し、及び防災上安全な基準を定めるとともに、安全の確保及び改修について指導を行うよう努めなければならない。

第4節 火災の防止等

(火災の防止)

第 23 条 区長は、災害による火災の発生及びその拡大を防止するため、必要な施策を積極的に推進するよう努めなければならない。

2 前項の目的を達成するために、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

(出火防止及び初期消火)

第 24 条 区民は、火気を使用するときは、出火を防止するため常時監視するとともに、出火に備えて消火器等を配備し、地震等を感じたらすぐに火を消す等するほか、災害時の出火に際しては初期消火に努めなければならない。

2 区民は、通電火災等の電気に起因する出火を防止するため、避難等で自宅を離れる際は、ブレーカーを遮断する等して出火の防止に努めなければならない。

(消防水利の確保及び消防力の強化)

第 25 条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、都と連携を図り、消防水利の確保及び消防力の強化に努めなければならない。

2 区長は、その管理する公共施設及び特殊建築物を整備するときは、都と連携し、防火水槽又はこれに類する施設の設置に努めなければならない。

(延焼遮断帯の整備)

第 26 条 区長は、災害による火災の拡大を防止するため、延焼遮断帯（火災の拡大を防止する目的で設けられる道路、公園等の都市施設及びこれらと近接する不燃化された建築物等により構成される不燃空間をいう。）の整備に努めなければならない。

2 前項に規定する目的を達成するために、区長は、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

第 5 節 防災広報及び防災教育

(防災広報)

第 27 条 区長は、防災に関する広報活動を積極的に実施し、区民の防災知識の向上及び防災意識の高揚に努めなければならない。

2 前項の防災に関する広報活動の実施にあたり、必要に応じて、国、都、その他区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

(あだち備蓄の日)

第 28 条 区、区民及び事業者の全てが、備蓄について考え、必要な備蓄の品目、量、期限等を見直

すために、「あだち備蓄の日」を設ける。

2 「あだち備蓄の日」は、毎月 19 日とする。

(防災教育等)

第 29 条 区長は、学校教育、社会教育等を通じて防災教育の充実に努めるとともに、防災区民組織及び第 31 条の施設の防災組織や地域の団体等が行う防災活動、まちづくり活動等を通じて防災知識の普及に努めなければならない。

2 前項の防災教育の実施にあたり、必要に応じて、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携を図るものとする。

第 6 節 防災組織

(防災区民組織)

第 30 条 区長は、防災区民組織を育成するため、支援及び協力を行い、その充実が図られるよう努めなければならない。

(施設の防災組織)

第 31 条 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

(防災リーダーの育成)

第 32 条 区長は、防災区民組織及び前条の施設の防災組織の活動の促進を図るため、これらの組織における防災リーダー（災害対策活動について適切な指示を与える等中心的な役割を担う者をいう。）の育成に努めるとともに、防災関係機関が行う防災リーダーの育成に対して、支援及び協力を行うよう努めなければならない。

第 7 節 地域における相互支援ネットワークづくり

第 33 条 区長は、災害時に支援活動を行う団体等が効果的な活動を行う環境を整備するため、地域相互支援ネットワーク（区内で活動する団体等が相互に連携し、補完し合うことにより、被災者への必要な支援活動を一体的に、かつ、効果的に行う仕組みをいう。）の促進に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(マンションの災害対策)

第 34 条 マンションの居住者及びその管理組合は、震災時におけるエレベーターの停止等に備え、あらかじめ非常時に利用できる共用階段及び避難経路を共有するとともに、救出、避難等に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

2 マンションの居住者及びその管理組合は、居住者相互及び地域住民と顔の見える関係づくりに努めるものとし、当該マンションにおける防災組織を自主的に結成し、防災訓練その他の防災に

関する活動を行うよう努めるものとする。

- 3 マンションの建築主等は、前1項の規定による備蓄を行うため、必要な場所を建物内に確保するよう努めなければならない。
- 4 区長は、マンションの災害対策を推進するため、第2項の防災組織に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

第8節 ボランティアへの支援

第35条 区長は、ボランティアによる支援活動の円滑な実施を確保するため、資器材の提供、活動拠点の提供等必要な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 前項に規定する目的を達成するために、区長は、国、都、他の区市町村、防災関係機関等と連携し、ボランティア活動への意識を高めるための普及啓発及び育成に努めなければならない。

第9節 要配慮者への施策

第36条 区長は、要配慮者への施策の促進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 区長、区民及び事業者は、要配慮者を含めた全ての住民が、災害時においても等しく安全に暮らせるよう努めなければならない。
- 3 区長、区民及び事業者は、災害時に要配慮者の避難及び避難生活を支援するため、平素から要配慮者と意見等を交換し、支援の方法について必要な協力体制を構築するよう努めるものとする。

第10節 複合災害に対する施策

第37条 区長は、国、都、他の区市町村、防災関係機関と連携を図り、二次災害（地震に伴い発生する火災、帰宅困難者による集団転倒等をいう。）及び複合災害（地震、豪雨等の複数の災害が同時に、又は連続して発生することで被害が拡大し、災害対応の困難性が増す災害事象をいう。）による被害の拡大を防止するために必要な施策を講じるよう努めなければならない。

- 2 区民及び事業者は、居住地及び所在地における地震、水害等による被害想定を把握し、各々が災害による被害の予防に努めるとともに、あらかじめ地域の避難体制、避難所等を確認し、災害時に対応できるよう日頃の準備に努めなければならない。

第11節 防災訓練

（防災訓練の実施）

第38条 区長は、国、都、他の区市町村、防災関係機関及び防災区民組織等と連携を図り、防災訓練を積極的に行わなければならない。

- 2 前項の防災訓練に参加した者が、当該防災訓練により死亡し、又は傷害を受けたときの補償については、規則で定める。

(防災組織の訓練)

第 39 条 防災区民組織及び第 31 条の施設の防災組織の長は、災害の発生に備え、防災訓練を実施しなければならない。

2 前項の防災訓練を実施するときは、初期消火訓練、避難訓練、救出及び救助訓練並びに応急救護訓練について、特に配慮しなければならない。

第 12 節 区民等の意見

第 40 条 区民等、防災区民組織及び第 31 条の施設の防災組織は、地域の安全性について常に監視し、災害時に危険性のあるものについて区長に意見を述べることができる。

2 区長は、前項の規定により区民等及び防災組織の意見を聴いたときは、これを施策に反映するよう努めなければならない。

第 3 章 応急対策

第 1 節 応急体制等の整備

(災害応急体制の整備)

第 41 条 区長は、災害時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。

2 区長は、前項に規定するもののほか、救助活動を円滑に行うため必要な給水施設及び資器材等の備蓄施設の整備に努めなければならない。

(情報連絡体制の整備等)

第 42 条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び連絡の体制を整備し、災害時に的確な情報を区民等に周知する方法を講じなければならない。

(他団体への協力要請の方法)

第 43 条 区長は、災害の発生に備え、あらかじめ災害に関する情報の収集及び伝達に必要な他の地方公共団体等及び防災関係機関等への協力要請の方法を確立しておかなければならない。

第 2 節 避難

(広域的な避難場所の確保及び一時集合場所の指定)

第 44 条 区長は、災害時に拡大する火災から区民を安全に保護するため、あらかじめ都と協議し、広域的な避難場所を確保しなければならない。

2 区長は、地域住民と協議し広域的な避難場所に集団で避難するための一時集合場所をあらかじめ指定しなければならない。

(避難路の整備及び沿道の不燃化)

第 45 条 区長は、都と連携を図り、災害時に区民が広域的な避難場所に安全に避難するため必要な避難路の整備に努めなければならない。

- 2 区長は、避難路の周辺にある建築物その他の工作物の不燃化の促進に努めなければならない。
(避難誘導方法の確立)

第 46 条 区長は、都と連携を図り、災害の発生に備え、あらかじめ避難誘導の方法を確立しておかなければならない。

(車両による避難の禁止)

第 47 条 区民は、災害時に避難するときは、路上の混乱と危険を防止するため道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 8 号に規定する車両（以下「車両」という。）を使用してはならない。

- 2 災害時に走行中の車両の運転者は、当該災害時に行われる交通規制を厳守しなければならない。

第 3 節 救出及び救助の活動拠点等の確保

第 48 条 区長は、災害時において、被災者の救出及び救助並びに区民生活の再建及び都市の復興を円滑に行うため、その活動拠点等となる土地及び家屋の確保に努めなければならない。

- 2 区長は、前項の土地及び家屋の利用について利用計画を作成し、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。
- 3 前項の利用計画の作成及び実施に当たっては、区長は、国及び都との調整に努めなければならない。

第 4 節 帰宅困難者対策

(平素からの準備及び災害時の責務)

第 49 条 帰宅困難者となるおそれのある者は、平素から携帯食料、モバイルバッテリー等、災害時における帰宅に必要な物資及び用具の確保に努めるとともに、家族との連絡手段の確保その他必要な準備を講ずるよう努めなければならない。

- 2 帰宅困難者となった者は、自らの安全を確保するとともに、帰宅困難者による混乱及び事故の発生等を抑制するために、むやみに移動しないよう努めなければならない。

(帰宅困難者対策の実施)

第 50 条 区長は、災害時、帰宅困難者の一斉帰宅による混乱及び事故の発生を防止するため、平素から近隣の区市町村及び帰宅困難者対策を推進する団体等と連携を図り、帰宅困難者が円滑に帰宅するための支援方法を検証するとともに、一時滞在施設の確保に努めなければならない。

- 2 区長は、帰宅困難者の一斉帰宅及びむやみに移動することを抑制するために、帰宅困難者への

情報提供、誘導その他の必要な対策を講じるよう努めるものとする。

第4章 復興対策

第51条 区長は、災害により重大な被害を受けた場合、国、都及び防災関係機関等と連携し、被災地の復興に努めなければならない。

2 震災の発生前の震災復興に関する対策及び被災後の復興事業については、別に条例で定める。

第5章 委任

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

付 則（令和7年●月●日条例第●号）

この条例は、令和7年●月●日から施行する。